

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年5月1日 至 令和6年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人井上産科婦人科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市新田町707番地5
- (3) 設立認可年月日 平成13年8月27日
- (4) 設立登記年月日 平成13年9月11日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人井上 産科婦人科医 院	4210226868	長崎県佐世保市新田町 707番地5	一般病床14床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月26日 令和4年度決算の決定

令和6年4月30日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人井上産科婦人科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市新田町707番地5

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 4 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	162,360	I 流 動 負 債	28,572
II 固 定 資 産	150,422	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	112,518	負 債 合 計	28,572
2 無 形 固 定 資 産	367	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	37,536	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	274,210
		繰 越 利 益 積 立 金	272,410
		純 資 産 合 計	284,210
資 産 合 計	312,782	負債・純資産合計	312,782

法人名 医療法人井上産科婦人科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市新田町707番地5

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 5 月 1 日 至 令和 6 年 4 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	56,709
本来業務事業損失	56,709
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	56,709
II 事業外収益	15,202
III 事業外費用	0
経常損失	41,506
IV 特別利益	0
V 特別損失	1,006
税引前当期純損失	42,513
法人税等	71
当期純損失	42,584

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人井上産科婦人科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市新田町707番地5

財 産 目 録
(令和 6 年 4 月 30 日現在)

1. 資 産 額	312,782 千円
2. 負 債 額	28,572 千円
3. 純 資 産 額	284,210 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		162,360
B 固 定 資 産		150,422
C 資 産 合 計 (A + B)		312,782
D 負 債 合 計		28,572
E 純 資 産 (C - D)		284,210

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人井上産科婦人科医院

理事長 井上哲朗 殿

私(注1)は、医療法人井上産科婦人科医院の令和5会計年度(令和5年5月1日から令和6年4月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私(注1)は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 6 月 26日

医療法人井上産科婦人科医院

監事 横瀬 千賀子

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。